

平成 26 年 6 月 27 日付課法 2－6 ほか 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の正誤表

第 3 租税特別措置法通達関係通達（法人税編）関係

三十九 第 65 条の 7～第 65 条の 9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

区分	97 頁	
内容	改正前及び改正後の通達の文章に「、第 42 条の 9」の記載が漏れていたため追加したもの。	
正	改正後	改正前
	（特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用） 65 の 7(3)－13 …………… ……………第 42 条の 6、第 42 条の 9、 <u>第 42 条の 10</u> 、第 42 条 の 11、第 42 条の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、 <u>第 42 条の 12 の 5</u> 、 第 43 条から第 44 条まで……………	（特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用） 65 の 7(3)－13 …………… ……………第 42 条の 6、第 42 条の 9、第 42 条の 11、第 42 条 の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、第 43 条から第 44 条まで…………… ……
誤	改正後	改正前
	（特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用） 65 の 7(3)－13 …………… ……………第 42 条の 6、 <u>第 42 条の 10</u> 、第 42 条の 11、第 42 条 の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、 <u>第 42 条の 12 の 5</u> 、第 43 条から第 44 条まで……………	（特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用） 65 の 7(3)－13 …………… ……………第 42 条の 6、第 42 条の 11、第 42 条の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、第 43 条から第 44 条まで……………